平成２３年（フ）第５４８１号
大阪府寝屋川市本町22番６号
債務者　山口　英子
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５１８号
大阪府吹田市青山台１丁目２番Ｃ17―110号
債務者　柴田　智子
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５２０号
大阪市淀川区新高６丁目14番58号　新高マンション202号
債務者　笠井　静夫
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５９６号
大阪府東大阪市旭町18番43号　旭マンション１－３号
債務者　大田チヱノ
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５９８号
大阪市生野区勝山北３丁目１番12号　ハイツ勝山北206
債務者　岡田　久子（旧姓金森）
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５９９号
大阪市平野区平野市町１丁目11番17号
債務者　柳瀬　　強
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４０号
埼玉県春日部市六軒町43番地４、旧住所埼玉県春日部市緑町１丁目15番25号レオパレス春日部第５―102号
債務者　本間　　寛
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３７２号
埼玉県春日部市備後東１丁目８番18号　グリーンプラザイノセＡ―202、旧住所埼玉県春日部市備後東３丁目25番12号
債務者　西谷　雄二
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４１６号
埼玉県越谷市蒲生１丁目４番18号　レゾン大久保102、旧住所埼玉県越谷市赤山町３丁目273番地10
債務者　荒川　泰光
1　決定年月日時　平成23年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４２２号
埼玉県八潮市大字八條1567番地　八潮団地31号棟107号室
債務者　松本　直光
1　決定年月日時　平成23年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４２３号
埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松３丁目10番20号
債務者　杉原　明子
1　決定年月日時　平成23年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４２４号
埼玉県三郷市岩野木32番地13
債務者　磯野　勝彦
1　決定年月日時　平成23年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４３０号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字築比地162番地５ハイム小林201号
債務者　戸張　常夫
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４３２号
埼玉県八潮市大字西袋1404番地５
債務者　広瀬　　勉
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４３５号
埼玉県草加市谷塚町1767番地１　バリオクラーロ101号
債務者　大瀧　　誠
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１０１号
千葉県君津市人見２丁目９番８号　203
債務者　園田　龍二
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１７９８号
名古屋市昭和区高峯町168番地　佐野高峯205号
債務者　ロイヤルオートこと　肥尾　佳考
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部